

名義変更手続きについて

下記の書類を揃え公社へご郵送ください。申し出内容について公社が認めた場合、契約を承継される方とあらためて契約を締結いたします。詳細は後日「名義変更による再契約のご案内」をお送りいたします。

1.ご提出いただく書類について

下記1)2)の書類を同封の返信用封筒でご郵送ください。

1)同封した書類

名義人変更願

承諾書

敷金等譲渡承諾書(契約者死亡の場合は不要です)

2)その他必要書類

承継者

賃貸借契約書・・・紛失された場合は紛失届を添付してください。

戸籍謄本・・・現契約者と承継者の関係、死亡・離婚等を確認させていただきます。

住民票・・・現在住宅にお住まいの方全員分(世帯全員記載分)マイナンバーの記載は不要です。

印鑑証明書・・・ご本人分1通

連帯保証人の月収が申込本人の月収基準に満たない場合は、申込本人の市区町村発行の課税証明書 1通

新連帯保証人

印鑑証明書・・・新連帯保証人分1通

市区町村発行の課税証明書・・・1通 または、源泉徴収票(写し)・・・1通

*連帯保証人が年金を受給されている場合は、年金額が確認できる書類(公的年金等の源泉徴収票または受給ハガキのコピー)を併せてご提出ください。

2.連帯保証人の資格について

次の～のすべてを満たす必要があります。

日本国籍を有する方、または外国籍の方で日本に永住許可を受けている方

親族の場合は日本国内に在住する方

親族以外の場合は、原則として神奈川県・東京都・埼玉県・千葉県に在住の方

独立の生計を営み、下記の月収基準を満たす方

但し、連帯保証人の方の月収が申込本人の月収基準に満たない場合は、申込本人の方が、申込本人の月収基準を満たす必要があります。
なお、連帯保証人が55歳以上の場合は、貯蓄制度の利用が可能です。

連帯保証人の月収基準

申込本人の月収基準の3/4以上

但し2親等以内の親族の場合は、申込本人の月収基準の1/2以上

連帯保証人の貯蓄基準

連帯保証人の貯蓄額が家賃の100倍以上あること

但し連帯保証人の月収が申込本人の月収基準の1/2以上ある場合は、貯蓄額が家賃の50倍以上あること
(家賃5万円以下の月収基準特例なし)

連帯保証人の月収基準

・家賃39,500円以下の住宅の場合
月収が158,000円(年収1,896,000円・税込)以上

・家賃39,500円超90,000円未満の住宅の場合
家賃の4倍以上の月収(48倍以上の年収・税込)以上

・家賃90,000円以上の住宅の場合
月収が360,000円(年収4,320,000円・税込)以上

当社の管理する賃貸住宅に入居していない方

同居予定者は連帯保証人にはなれません

当公社賃貸住宅入居者の連帯保証人になっていない方

入居者と婚姻関係のない方

預金口座振替の変更を希望される方へ

ご希望の方には「預金口座振替依頼書」を同封しています。
金融機関窓口にて、お手続きください。

問い合わせ先及び郵送先

〒231-8510

横浜市中区日本大通33番地

神奈川県住宅供給公社 賃貸事業部 運営管理課

上田・野久尾(うへだ・のくお)

TEL045-651-1864 受付時間 平日 午前8時30分～12時 午後1時～5時30分